和光市会議員の通称名等の使用に関する規程（案）	質問への対応内容等
（趣旨） 第１条　この規程は、和光市議会議員（以下「議員」という。）が、議会活動において使用する氏名（以下「議員氏名」という。）に通称名等を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	①回答： ➡議会における本会議、委員会、議会だよりにおいて通称の使用を想定。個人としての議員活動までは拘束するものではない。 ➡法令等で戸籍名と規定されているものについては、戸籍名を使う。
（使用できる通称名等） 第２条　議員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める通称名等を議員氏名に使用することができる。 (1)　公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第８９条第５項において準用する同令第８８条第８項の規定による認定を受けた場合　当該認定を受けた通称名 (2)　婚姻、養子縁組等の事由により戸籍の氏名に変更があった場合　変更前の戸籍の氏名による氏名 ２　前項の規定にかかわらず、議員は、次に掲げる書類等については、通称名等を使用することができない。 (1)　履歴に関する届出書類 (2)　辞職願 (3)　議員報酬及び費用弁償の支給に関する書類 (4)　源泉徴収票 (5)　叙位及び叙勲の申請書類 (6)　在職証明書等各種証明書類 (7)　市議会議員共済会に関する各種届出書類 (8)　前各号に掲げるもののほか、法令等により戸籍上の氏名その他本人確認上	②回答： 公序良俗に反すると思慮される場合、議員本

必要な氏名を使用すべきものとされている場合又は通称名等の使用により実務上の混乱若しくは支障を生ずるおそれがあると議長が認めるもの	人と判別でき得ない場合には、通称名等の使用を認めないことを想定。第７条において、議員の責務を規定する。
（使用の申請） 第３条　第２条第１項の規定により通称名等を使用しようとする議員は、和光市議会議員通称名等使用承認申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）をあらかじめ議長に提出しなければならない。 ２　前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。 (1)　第２条第１項第１号の規定に該当する議員　当該通称名に係る公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第８９条第５項において準用する同令第８８条第８項の規定による認定を受けたことを証する書類 (2)　第２条第１項第２号の規定に該当する議員　当該変更前の戸籍の氏を証する戸籍謄本若しくは抄本又はこれらの写し ３　前２項の場合において、議長が欠けたとき（一般選挙後、議長が選出されるまでの期間を含む。）又は議長に事故があるときは、申請書は、議会事務局長に提出しなければならない。この場合において、議会事務局長への提出は、議長への申請とみなす。	③回答： 戸籍謄本、抄本、または、その写しにより確認をする。この場合、戸籍謄本、抄本、その写しは、個人情報保護のため厳格に管理または確認後返却することを検討。 ④回答： 議長への提出について、議長が欠けたる場合と議長に事故がある場合について規定して、議会事務局長の役割を規定して対応。 「不在」の場合、「自席」にいないということと理解される。（参照：地方自治法第百六条）
（使用の承認等） 第４条　議長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、通称名等の使用を承認または不承認としたときは、	使用承認、使用不承認を受けて、様式も修正。

和光市議会議員通称名等使用承認通知書（様式第２号）により当該申請をした議員に通知するものとする。 ２　前項の規定により通称名等の使用の承認を受けた議員は、承認を受けた通称名等に変更が生じない限り、その任期中において継続して当該通称名等を使用することができる。	
（承認等の報告） 第５条　議長は、前条第１項の規定により通称名等の使用を承認したとき、又は次条の規定による届出を受理したときは、議会運営委員長及び和光市長にその旨を報告するものとする。	追加： 第５条として、第４条第１項を受けての規定を追加。これにより、通称名等使用の明示、情報共有することとなる。
（使用中止の届出） 第６条　議員は、第４条第１項の規定による承認を受けて通称名等を使用している場合において、その使用を中止しようとするときは、和光市議会議員通称名等使用中止届（様式第３号）により議長に届け出なければならない。	
（通称名等を使用する議員の責務） 第７条　~~議員氏名に~~通称名等を使用する議員は、その使用に当たり、議会運営、議員活動及びこれらに関連する事務処理に誤解又は混乱を生じさせないよう努めなければならない。	
（その他） 第８条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。	
附　則	

この規程は、公布の日から施行する。	

様式第１号（第３条第１項関係）

和光市議会議員通称名等使用申請書

年　　月　　日

和光市議会議長　様

和光市議会議員

和光市議会議員の通称名等の使用に関する規程第３条第１項の規定により、下記のとおり議員氏名に通称名等を使用したいので申請します。

記

１　使用する通称名等の区分

□　公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第８９条第５項において準用する同令第８８条第８項の規定による認定を受けた通称名

□　婚姻、養子縁組等の事由により変更する前の戸籍の氏名による氏名

２　戸籍上の氏名

ふりがな	
戸籍氏名	

３　使用する通称名等

ふりがな	
通称名等	

様式第２号（第４条関係）

和光市議会議員通称名等使用承認・不承認書

年　　月　　日

和光市議会議員　　様

和光市議会議長

和光市議会議員の通称名等の使用の使用については、和光市議会議員の通称名等の使用に関する規程第４条の規定により、下記のとおり議員氏名に通称名等の使用を承認・不承認したので通知いたします。

記

１　承認・不承認した通称名等

ふりがな	
通称名等	

２　承認・不承認年月日

年　月　日

様式第３号（第５条関係）

和光市議会議員通称名等使用中止届

年　　月　　日

和光市議会議長　様

和光市議会議員

和光市議会議員の通称名等の使用に関する規程第５条の規定により、下記のとおり議員氏名に通称名等の使用を中止したいので申請します。

記

１　中止する通称名等の区分

□　公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第８９条第５項において準用する同令第８８条第８項の規定による認定を受けた通称名

□　婚姻、養子縁組等の事由により変更する前の戸籍の氏名による氏名

２　使用していた通称名等の氏名

ふりがな	
通称名等	

３　戸籍上の氏名

ふりがな	
戸籍氏名	